

明太祖六諭の傳承についての補正

會 我 部 靜 雄

私は本誌第十二卷の四號に、明太祖六諭の傳承についてと題して、明の太祖が發布した六諭の明末に復活した事實を主として述べた次第である。然る所、近頃になって、この論證の中に少しく誤つた事を傳えて居るのを、柳詒徵氏の中國文化史下冊、明季之腐敗及滿清之勃興を讀んで氣づいたから、ここにそれを訂正しようと思つるのである。

それは拙稿頁三五の上段の所に、六諭臥碑は既に明の萬曆十五年頃存在して居り、従つてこれは清朝の世祖順治帝の創製ではないと論斷したことである。その際に引用した萬曆神宗實錄には皇祖臥碑と見え、又禮部志稿には勅諭臥碑と見えていて、それを私は六諭臥碑であると推斷した。これが私の誤りであつて、この臥碑は明の太祖が學生の心得るべき禁例を天下の學校に頒布して、臥碑に刻して立てしめた、その臥碑に他ならぬのであつて、六諭の臥碑ではなかつたのである。この勅諭臥碑のことは、明太祖洪武實錄卷一百四十七洪武十五年八月の條、萬曆大明會典卷七十八學校篇の學規の所や、王圻の續文獻通考卷六十學校考の學規や、明史卷六十九選舉志などに見えている。即ちそれ等の書に、

洪武十五年、頒禁例于天下學校、鐫臥碑、置手明倫堂之左、永爲遵守、

とある。この禁例は全部で十二條から成つて居るが、全部ここを書くことは煩に失するを以て、第一條のみを例として擧げると、

一、今後府州縣生員、若有大事于於己家者、許父兄弟姪具狀入官辯訴、若非大事、含情忍性、毋輕至於公門、

とある。このような禁例十二條を臥碑に刻して儒學の正堂たる明倫堂の左側に置いたものが所謂勅諭臥碑であり、皇祖臥碑である。明太祖の六諭とは全く異つたものである。

尙を六諭は、清朝になつて世祖順治帝が、順治九年に六諭臥碑文なるものにして八旗及び直省に頒行したことは前の拙稿中に述べて置いた。所がこの明太祖の學校禁例十二條の勅諭臥碑なるものも亦世祖順治帝によつて、同じ順治九年に禁例八條として直省の儒學の明倫堂に臥碑に刻して立てるやうに頒たれた。皇朝文獻通考卷六十九學校考に、

順治九年、頒臥碑文於直省儒學明倫堂、文曰、朝廷建立學校、選取生員、(中略)諸生皆當上報國恩、下立人品、所行有條教、開列於後、

一、生員之家、父母賢智者、子當受教、父母愚魯、或有爲非者、子既讀書明理、當再三懇告、使父母不致陷於危亡、(以下七條略)

とある。

明の太祖は六諭と學校禁例の臥碑文とを發布したが、清の世祖順治帝は、そのいづれをも模倣して而も兩者共に同じ順治九年に臥碑文として發布したのであつた。(昭和二十九年九月七日稿)